

令和3年第2回竜王町議会定例会（第1号）

令和3年6月3日

午後1時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（第1日）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第29号 専決処分につき承認を求めることについて  
(竜王町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 4 議第30号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第31号 竜王町立認定こども園条例
- 日程第 6 議第32号 竜王町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第33号 令和3年度竜王町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議第34号 動産の取得について
- 日程第 9 議第35号 竜王町固定資産評価員の選任について
- 日程第10 報第 1号 令和2年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 報第 2号 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
繰越明許費繰越計算書について
- 日程第12 報第 3号 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）  
繰越明許費繰越計算書について
- 日程第13 報第 4号 令和2年度竜王町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第14 報第 5号 令和2年度竜王町下水道事業会計予算繰越計算書について

## 2 会議に出席した議員（12名）

1番	森島芳男	2番	中村匡希
3番	福田優三	4番	鎌田勝治
5番	橘せつ子	6番	尾川幸左衛門
7番	大前セツ子	8番	澤田満夫
9番	磯部俊男	10番	貴多正幸
11番	岡山富男	12番	小西久次

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 会議録署名議員

3番	福田優三	4番	鎌田勝治
----	------	----	------

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田秀治	教育委員会教育長	甲津和寿
副町長	杼木栄司	総務主監	市田重宏
住民福祉主監兼 発達支援課長	奥浩市	産業建設主監	井口清幸
会計管理者	小森久美子	総務課長	間宮泰樹
未来創造課長	関司明德	中心核整備課長	森徳男
税務課長	中島孝之	生活安全課長	富田尚弘
住民課長	寺嶋要	福祉課長	西村忠晃
健康推進課長	川嶋正明	農業振興課長	中山孝彦
商工観光課長	岩田宏之	建設計画課長	市岡忠司
上下水道課長	森岡道友	教育次長	知禿雅仁
教育総務課長	町田啓司	学校教育課長	山本照代
生涯学習課長	込山佳寛		

## 6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	西川良浩	書記	徳田桃子
--------	------	----	------

開会 午後1時00分

**○議長（小西久次）** 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は12人であり  
ます。よって、定足数に達していますので、これより令和3年第2回竜王町議会  
定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申出がありますので、これを認めること  
といたします。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** 皆さん、こんにちは。令和3年竜王町議会第2回定例会の開  
会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何  
かと御多用の中、御出席いただき厚くお礼を申し上げます。

初めに、昨年度に本町職員が官製談合防止法違反等の罪に問われた事件につ  
きまして、第三者委員会を設置し、本事件発生 of 要因について検証を進めてきたと  
ころでございますが、5月31日に、第三者委員会からの御意見を踏まえ、再発  
防止策を策定いたしましたので、その内容を報道各社及び町民の皆様にご報告さ  
せていただきました。

本事件発生の原因としまして、第三者委員会からは、公務員としての倫理意識  
の欠如に加え、現行の入札制度や事務処理方法、組織体制にも問題があるとの御  
指摘があり、再発防止策には、これらの課題を改善する具体的な実施内容を盛り  
込みました。加えまして、私、町長、また副町長としての自戒処分と関係者の処  
分を行い責任を明確にするとともに、私をはじめ、全ての職員が綱紀粛正の上、  
再発防止策に基づく取組を継続的に行い、全職員のコンプライアンス意識の向上、  
そして、不正を起こさせない職場環境を早期に実現できるよう努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、関西3府県等への緊急事態  
宣言が再び延長され、滋賀県におきましても、感染力が強いとされる変異株の確  
認が続いており、依然として大変厳しい状況が続いております。

こうした中、本町におけるワクチン接種につきましては、現在、65歳以上の  
高齢者の予約率は75%を超えており、1回目の接種につきましても、38%が  
終了したところでございます。5月31日からは2回目の接種も既に開始して  
おりまして、高齢者の方々のワクチン接種は、7月中旬に完了予定でござい  
ます。また、7月からは基礎疾患等のある方への接種を行い、10月初旬には全対象  
者の接種を終えることができるよう準備を進めているところでございます。

本町といたしましては、国や県、医療機関と十分連携を図りながら着実にワクチン接種を進めるとともに、社会経済活動の回復への取組を力強く推進し、一日も早く町民の皆様の不安を取り除けるよう全力を尽くしてまいります。

最後になりますが、本定例会に提案申し上げます案件につきまして、慎重なる御審議を賜り、適切な御結論をいただきますようお願い申し上げます、開会に当たりますの御挨拶といたします。どうぞ、よろしく願いをいたします。

**○議長（小西久次）** これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。

なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（小西久次）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番 福田優三議員、4番 鎌田勝治議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第2 会期の決定**

**○議長（小西久次）** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月3日から6月23日までの21日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月3日から6月23日までの21日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第3 議第29号 専決処分につき承認を求めることについて**

**(竜王町税条例等の一部を改正する条例)**

#### **日程第4 議第30号 竜王町税条例の一部を改正する条例**

日程第 5 議第 3 1 号 竜王町立認定こども園条例

日程第 6 議第 3 2 号 竜王町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

日程第 7 議第 3 3 号 令和 3 年度竜王町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議第 3 4 号 動産の取得について

日程第 9 議第 3 5 号 竜王町固定資産評価員の選任について

○議長（小西久次） 日程第 3 議第 2 9 号、専決処分につき承認を求めることについて（竜王町税条例等の一部を改正する条例）から、日程第 9 議第 3 5 号、竜王町固定資産評価員の選任についてまでの 7 議案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま上程いただきました、議第 2 9 号から議第 3 5 号までの 7 議案について提案理由を申し上げます。

議第 2 9 号、竜王町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきましては、本条例の一部改正について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 3 月 3 1 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、竜王町税条例等について、その一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分を行ったものでございます。

主な内容といたしましては、軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長、並びに土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長等について、所要の改正が必要となり、条例の一部を改正したものです。

次に、議第 3 0 号、竜王町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、個人町民税における均等割、所得割の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し、セルフメディケーション税制の適用期限の延長及び拡充等について、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

次に、議第 3 1 号、竜王町立認定こども園条例につきましては、令和 3 年 4 月 2 日開催の政策推進会議において、竜王町立幼稚園を竜王町立認定こども園に移行する方針を確定し、竜王町立竜王幼稚園と竜王町立竜王西幼稚園を一つにまとめ、竜王町立竜王こども園を開園することとなりました。これに伴い、令和 4 年

4月開園に向けて、竜王町立幼稚園条例を廃止し、竜王町立認定こども園条例を新たに制定するものです。

次に、議第32号、竜王町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年10月1日開所予定である竜王町国民健康保険診療所（医科）の新施設建築に伴い、施設の位置の変更、新たに設置する多目的室の設置目的や貸館に関する規定の整備その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

次に、議第33号、令和3年度竜王町一般会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が59億9,900万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ1億5,957万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,857万6,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容としまして、歳出予算におきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、64歳以下の住民に対して、個別接種のみでは年度内の接種完了が見込めないことによる集団接種実施回数の増加、また、厳しい状況にある町内飲食店の支援策として、町内飲食店において使用可能なクーポンを発行及び配布する、町観光協会が実施する事業に対する補助等についてそれぞれ増額をするものでございます。

歳入予算におきましては、新型コロナウイルス感染症に係る国庫支出金、東京2020オリンピック聖火リレー開催に係る県支出金、また、新型コロナウイルス感染症に対する施策の財源として、財政調整基金繰入金等をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議第34号、動産の取得についてにつきましては、情報系システム開発・管理事業による電算管理用備品の購入でございまして、滋賀県6町行政情報システム共同利用事業推進協議会において、6町分の電算関連備品について一般競争入札を実施した結果を基に、滋賀県大津市浜大津1丁目4-12キシステム株式会社、代表取締役井門一美より、金額1,533万6,200円で取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び竜王町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決をお願いするものでございます。

物品の内容は、デスクトップパソコン62台、ノートパソコン34台であり、

電算管理用備品の一部更新をするものです。納期につきましては、令和3年12月28日でございます。

次に、議第35号、竜王町固定資産評価員の選任についてにつきましては、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。固定資産評価員は、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、町長が行う評価額の決定を補助するため、町に設置することとなっております。

固定資産の評価につきましては、御承知のとおり固定資産評価補助員による適正な実地調査を受けて、これに基づきまして固定資産評価員が評価調書を作成し、町長に提出することとなっております。固定資産税の課税は、固定資産を評価し、その適正な時価を求めることになることから、固定資産評価員は、専門的な知識を有することが求められるため、税務担当課長を選任しておりますが、令和3年4月1日付の人事異動によりまして、現任の川嶋正明氏から後任の中島孝之氏を固定資産評価員として新たに選任いたしたく提案申し上げますので、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、定めはございません。

以上、議第29号から議第35号までの7議案につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第33号につきましては、詳細について担当課長から説明させますので、よろしくようお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 間宮総務課長。

**○総務課長（間宮泰樹）** ただいま町長から、議第33号、令和3年度竜王町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明があったところでございますが、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料34ページの、令和3年度6月補正予算概要により説明させていただきます。

まず、ページ中段の、主な歳出から説明いたします。

まず、養育医療給付費60万8,000円の増額は、未熟児の入院費に対する医療費給付について、当初予算において、例年並みの人数で算定しておりましたが、その人数を上回る見込みであることから増額するものでございます。

次に、児童福祉総務費（子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付事業）としまして、事務費250万円及び補助金1,080万円を合わせた総額1,330万円の増額は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うことから増額するものでございます。

次に、予防費（新型コロナウイルスワクチン接種事業）としまして、総額1,937万9,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種について、64歳以下の住民に対して、個別接種のみでは年度内の接種完了が見込めないことから、集団接種実施回数を増加するため、その関係経費を増額するものでございます。

次に、惣四郎川樋門点検業務委託料40万2,000円の増額につきまして、惣四郎川の樋門については、土地改良施設として3か所に設置されており、設置後40年を経過しようとしていることから、点検業務を行うため増額するものでございます。

次に、商工振興費（飲食店応援事業）としまして、総額1,961万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にある町内飲食店の支援策として、町内飲食店において使用可能なクーポンを発行及び配布する、町観光協会が実施する事業に対して補助を行うため増額するものでございます。

次に、地方創生テレワーク交付金1億円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、国全体のリスクとして顕在化した東京圏への一極集中の是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現のため、新たに国で創設された地方創生テレワーク交付金を活用し、地方への新たな人の流れの創出と本町における活力ある地域経済の実現を図るため、サテライトオフィス等の施設の整備・開設を行う企業及び当該施設へ入居する町外企業に対して補助金の交付を行うため増額するものでございます。

次に、自主防災組織強化施設整備事業等補助金300万円の増額につきましては、地区避難所機能を備えた自治会館の整備事業へ補助を行うため増額するものでございます。

次に、幼稚園管理費（認定こども園への移行準備経費）としまして、総額218万8,000円の増額は、令和4年4月に町立幼稚園を町立認定こども園に移行することに伴う施設改修、また、安全対策に係る備品購入のため増額するものでございます。

続いて、歳入補正予算でございますが、ページ上段の主な歳入から説明いたします。

まず、国庫支出金について、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金989万5,000円及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国



庫補助金948万4,000円、総額1,937万9,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の集団接種実施回数の増加に係る経費について国から負担金及び補助金が交付されるため増額するものでございます。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）事業費補助金1,080万円及び子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）事務費補助金250万円、総額1,330万円の増額は、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付事業に係る経費について国から補助金が交付されるため増額するものでございます。

次に、地方創生テレワーク交付金5,000万円の増額は、地方創生テレワーク交付金事業実施に対し、国の新たな交付金が創設されたことから増額するものでございます。

次に、県支出金について、東京2020オリンピック聖火リレー市町交付金133万5,000円の増額は、東京2020オリンピック聖火リレー市町交付金交付要綱に基づき、聖火リレーの開催に伴い生じた経費に対し、県から補助金が交付されることから増額するものでございます。

次に、財政調整基金繰入金について、新型コロナウイルス感染症に対する施策の財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする予定ではございますが、現時点において最終の交付額等について未確定でございますので、財政調整基金繰入金6,961万3,000円を財源とし、今後、各事業費が確定した段階で財源を組み替えたいと考えております。

最後に、今回の新型コロナウイルス感染症に対する施策以外の補正に係る一般財源所要額511万1,000円について、前年度からの繰越金を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和3年度竜王町一般会計補正予算（第1号）の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

- |       |      |  |
|-------|------|--|
| 日程第10 | 報第1号 | 令和2年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書について               |
| 日程第11 | 報第2号 | 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第12 | 報第3号 | 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第13 | 報第4号 | 令和2年度竜王町水道事業会計予算繰越計算書について                |

**日程第14 報第5号 令和2年度竜王町下水道事業会計予算繰越計算書について**

**○議長（小西久次）** 次に、日程第10 報第1号、令和2年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第14 報第5号、令和2年度竜王町下水道事業会計予算繰越計算書についての5報告についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** 続きまして、報第1号から報第5号までについて報告いたします。

報第1号、令和2年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報第2号、令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰越明許費繰越計算書について及び報第3号、令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）繰越明許費繰越計算書についてにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

本繰越明許費繰越計算書の内容につきましては、昨年度開催の定例会等において、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費としてお認めをいただきました、令和2年度の繰越明許費に係るものでございます。

今回、繰越しをさせていただきましたそれぞれの事業名と翌年度繰越額を会計ごとに申し上げます。

一般会計については、交通安全施設等維持修繕費220万円、総合計画策定・管理事業550万円、道の駅竜王かがみの里管理事業350万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業42万6,000円、担い手確保・経営強化支援事業3,320万6,000円、農林公園施設管理事業500万円、日野川流域土地改良区負担金412万5,000円、農業水路等長寿命化・防災減災事業800万円、道路橋梁整備事業6,459万4,000円、総合運動公園管理運営事業1億2,500万円、給食センター管理費132万円を繰り越しました。国民健康保険事業特別会計（事業勘定）については、国保会計施設勘定（医科）繰出800万円を繰り越しました。国民健康保険事業特別会計（施設勘定）については、医科診療所整備事業3億2,347万7,000円を繰り越しました。

次に、報第4号、令和2年度竜王町水道事業会計予算繰越計算書について及び報第5号、令和2年度竜王町下水道事業会計予算繰越計算書についてにつきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものでございます。

水道事業会計については、改良事業費580万円、下水道事業会計については、建設改良費2,614万9,000円を繰り越しました。これらの事業につきましては、早期に完了できるよう努めてまいります。

以上、報第1号から報第5号までについての報告といたします。

**○議長（小西久次）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第10報第1号の報告について、質疑がありましたら、これを認めることにいたします。

質疑ありませんか。

10番、貴多正幸議員。

**○10番（貴多正幸）** 報第1号、令和2年度竜王町一般会計繰越明許費繰越計算書の中の、給食センター管理費について質問をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、令和3年第1回3月定例会で補正予算として上がってきたもので、しかも、その繰越しを認めて、事業を早く進めてもらうためにされているものだというふうに僕は理解しています。

しかしながら、5月31日現在で進捗率は25%になっておりまして、しかも、完成見込みも令和3年7月30日ということちょっと心配しているんですが、こちらにつきましては、もともと検討調査業務をする予定ではなかったものを、やはり専門家の意見を聞くという観点から、されたわけですけれども、僕は、早く本体事業のほうをしてもらいたいんですね。だから、7月30日が完成見込みで、実際、今年度中に工事ができるのか心配しているんですが、その辺についての考えをお伺いしたいと思います。

**○議長（小西久次）** 町田教育総務課長。

**○教育総務課長（町田啓司）** 貴多議員の、給食センター管理費の繰越しに関する御質問に対してお答えさせていただきます。

現在、お認めをいただいておりますのは、アレルギー対応への検討の調査業務ということで、こちらの完成見込みが7月30日ということですが、今年度中に施設の改修ができるのかということですが、現在考えてございますのは、この検討業務を終えまして、そこからさらに実施設計というものを組み、工事費も積算しながら実際の工事に入らなければならないというような手順を踏む必要があると考えておりますし、実際、給食センターで改修工事をしようと思えば、やはり給食を止めなければならないということで、なかなか夏休みという期間以外にそういった工事をするのは難しいかなというふうに考えてございますの

で、今年度につきましては、7月30日にこの調査業務が終わった後に工事をするというのは難しいというふうに考えてございますので、工事が今年度中に完成するというのは、難しいのかなというふうに考えてございます。

議員御指摘のとおり、こういったアレルギー対応というのは、できる限り早く速やかにする必要があるというふうな認識はしてございますけれども、一方で、命に関わる非常に大切なことでもございますので、安心安全な取組をしなければならぬということもございますので、補正予算等をお認めいただきながら、できるだけ早期に実現できるように進めてまいりたいというふうには考えてございますけれども、あわせて、慎重に確実な手法で対応ができるようにというふうに考えてございますので、御理解いただけますようによろしくお願いしたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

**○議長（小西久次）** 貴多議員。

**○10番（貴多正幸）** ちょっと今の回答では納得できないんですけど、課長が言われるように確かに命に関わることやし、慎重にしなければならないのは分かるんですけども、令和2年度当初予算で、給食センターの一般管理費の中の修繕費とか備品購入費で、調査もせずに給食センターのアレルギー対策としての工事をしようというふうに考えられていたのは、そちらのことやない。そやのにもかわらず、たまたま去年は緊急事態宣言等が出て、学校が休みになったから夏休み期間に工事をしようと思ってたけれども、夏休みが短くなったので結果、できなくなったから調査を入れたわけですよ。だから、それやったら、もともとしようと思っている考えがあるんやったら、アレルギー対応検討調査業務の完成見込みを当初からもうちょっと早くしといて、そこで、今言わはったように設計業務とかを入れて、今年度の夏休み期間中にできるようにするのが普通の考えやないのかな。1年間また空くというのが、僕はどうしても理解できひんねんけれども、この工期を早くして今年度中にもう一度するという考えはできないんですかね、絶対に。ちょっとその辺の考えをお伺いしたいんですが。

**○議長（小西久次）** 町田教育総務課長。

**○教育総務課長（町田啓司）** 貴多議員の、工期を早めて今年度中にできないかという御質問ですけども、考えといたしましては、この調査業務につきましても、やはり専門的な視点からの検討を要するのに一定の時間を要しますし、こちらにつきましても、3月で補正をお認めいただきまして、一番早い4月での入札を行

いながら、可能な限り速やかに対応している中でもこういった日程となってしまいますので、そこにつきましては御理解のほうをいただきたいと思います。

また、あわせて、令和3年度につきましては、ハード面で十分な対応ができないというようなこともございますので、町費で栄養士を雇用する中で、ソフト面で少しでもアレルギー対応について安心していただけるような対応をとるといったようなことも併せて取り組んでございますので、そういった面も含めて御理解いただければなというふうに考えてございます。

以上です。

**○議長（小西久次）** 貴多議員。

**○10番（貴多正幸）** 何度もこのやり取りしてても仕方がないので、やはり工期を早くすることもできないとおっしゃるのは仕方がないと思いますが、先日、学校給食運営委員会がありまして、教育長もおられたんですけども、1人の保護者の親御さんが、自分の子どもさんにアレルギーがあって、ほかの子どもたちと同じ給食を食べられない、そやけれども、給食センターの職員さんのおかげで同じ給食を食べられることにすごく喜んでいて、涙を流しながら給食センターへの感謝を述べられていたのを目の当たりにして、やはりこういうのは早くするべきやと僕は思うんです。

命に関わることなので、課長がおっしゃるとおり慎重になるのは仕方がないことかと思いますが、やはりわざわざ3月に補正予算を出してきて、繰越しを認めてこういうふうになっているので、僕としては、今年度中にそういった工事してもらえるもんやと思って認めてきているわけですよ。だから、そのときにそういったことを言うてもらえるならば、事前にそういうやり取りもできたかも分からへんけれども、今、こういうふうに繰越明許を出されてきて、実際の工事については今年度はできないというふうな報告を受けると、非常に残念で仕方がないので、今後は、そういったものにつきましても事前にちゃんと報告をしてほしいなというふうに思うので、その辺についてはよろしく願いして質問を終わりたいと思います。

**○議長（小西久次）** 甲津教育委員会教育長。

**○教育委員会教育長（甲津和寿）** ただいま、貴多議員のほうから御指摘をいただいております件につきましては、私どもも改めてまた十分に検討しなければいけないと思っておりますが、最後におっしゃいました、ちょうど今年の5月にありました第1回給食運営委員会の中で、保護者代表の方から、貴多議員がお

っしかったような、アレルギーがあるがためにみんなと同じようなものが食べられない中でも、一生懸命やってもらっていることに対して感謝をしているというようなお言葉も頂いたところで、そのお言葉の中からはますと、本当に条件も知っていただく中ですけれども、アレルギー対応食、代替食なりをしっかりと準備をしていけるように急がなければいけないと、私もそのときに痛感いたしました。

その点から、今、町田課長も申しましたように、より安全安心な給食の提供というのはとても大事なことです。この3月の新年度予算の中では、先ほども課長の話にもありましたように、町費栄養士を単独雇用させてもらうこと、そして、より確実なアレルギー対応をするためのシステムを導入する経費をお認めいただいて、もう既に町費の栄養士を配置し、お一人おひとりのお子さんに対応できるようなきめ細かなアレルギー対応をしているというようなどころで進めてきておるところですが、具体的に除去食、あるいは代替食というようなことを完成させていこうと思うと、いわゆるアレルギー対応ラインが必要になってきますので、そこはしっかりとやっていかななくてはなりません。

実は、今おっしゃっていただいたように、昨年度にそれを一気にやろうという計画で施設設備の工事費と備品等もお認めをいただいたところですが、よくよくいろいろ専門家等にも聞いていくと、まだまだきめ細かく、本当にアレルギーの対応というのは、まさに通常食と一緒にしてしまったら大変なことになりますので、そういった指導とか指摘もいただく中でもう一度検討も進めなくてはいけない、あわせて、昨年度はもう10日ほどしか夏休みがなかったこともあって、なかなか具体的な調査研究に入っていくこともできなかったというのも事実でございます。

しかしながら、令和2年度に認めていただいている予算のことから考えますと、そのことをしっかりと踏まえてやっていかななくてはならなかったというのは事実でございます。そのことから、令和3年度に持ち越して、少しでも早く調査をしっかりとやり遂げて、それに合う調査の下に実施計画を立て、それに基づくラインをしっかりとしていくと。

御承知のように、今の学校給食センターは狭い状況もありますし、そこに合わせた中でラインを造っていかなくてはならないという、なかなか難しいこともございます。と申しますのは、いずれ新しい給食センターを建設していこうという計画を持っておりますが、そのことも視野に入れつつですけれども、それまでは待ってられない中で、できる限りのことを考え合わせて、代替食ができる、あ

るいは、除去食に対応していく施設をどう整えるのかということをしっかり考えていかななくてはならないということから、もう一度調査をしてもらって、できる範囲で最大の工夫を、業者からも指導していただきながら、それを基にできるだけ早く実施設計をして、そしてその設計の基に工事となるんですが、その工事期間も1か月ぐらいと聞きますので、できたら、それを少しでも前倒しにしながら検討も加えてやっていけるようなら、今御心配いただいていることが十分に分かりますので、少しでも前へ進めていけるようなことができれば、また、前のめりに取り組めることがあれば、実際に夏に工事をするにしても、前段準備を春先にしておくとか、ゴールデンウィークに何かできることにかかっていくとかいうことも含めて、少しでも早くの対応に努力はしてまいりたいと思いますので、また一層適宜御指導いただきながら進めてまいりたいと思いますので、御理解賜ればと思います。

以上、私のほうからの回答とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（小西久次）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第10報第1号の報告について、報告を終結いたします。

次に、日程第11報第2号の報告について、質疑がありましたら、これを認めることにいたします。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第11報第2号の報告について、報告を終結いたします。

次に、日程第12報第3号の報告について、質疑がありましたら、これを認めることにいたします。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第12報第3号の報告について、報告を終結いたします。

次に、日程第13報第4号の報告について、質疑がありましたら、これを認めることにいたします。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第13報第4号の報告について、報告を終結いたします。

次に、日程第14報第5号の報告について、質疑がありましたら、これを認めることにいたします。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第14報第5号の報告について、報告を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後1時46分